

「茨城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について」の 答申を受けました！

令和7年6月24日



茨城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会において、菅野部会長(写真 右)から答申文を受け取る
茨城労働局長代理の江口労働基準部長 (写真 左)

茨城労働局長は、茨城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねてきた茨城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会(部会長・菅野雅子)から、本年6月24日、別紙のとおり改正し、本年9月1日から施行するよう答申を受けました。

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216

茨地労審発第1号
令和7年6月24日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

茨城地方労働審議会
会長 木島 千華夫

茨城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年3月11日付け茨労発基0311第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別 紙

茨城県電気機械器具製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
茨城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
コイル (自動車用の小型直流 モーターのフィール ドコイルに限る。)	外装テープ巻き (布テープを2分の1掛 けすることをいう。)	内径が41.5ミリメー トル以上49.5ミリメー トル以下のもの	1個につき 12円
リード線 又は シールド線	端子加工 (リード線又はシールド 線の端子をハウジング (カプラー又はコネク ター)に差し込むことを いう。)		1ピンにつき 55銭
プリント基板	手作業によるコンデン サー、ダイオード等のリ ード線のフォーミング 加工(ただし、曲げ線の 長さ、角度を指定して行 うものに限る。)	リード線が2本のもの	1個につき 64銭
	コンデンサー、ダイオー ド等のリード線の基板 への差し込み		1個につき 72銭

- 4 効力発生の日
令和7年9月1日